

## 中山間地域等直接支払制度第4期対策最終評価書（案）の概要

## 1 評価の目的と実施方法

## (1) 目的

平成27年度から実施している中山間地域等直接支払制度の第4期対策が平成31年度で最終年度となるため、当該事業による効果等について評価を実施し、制度全体の見直し等に活用。

## (2) 実施方法

- ① 平成31年3月末時点において、令和2年3月末見込みとして評価
- ② 市町村が、本制度により発揮された効果等について評価を実施
- ③ ②の市町村評価を踏まえ、県として評価を実施

## 2 評価結果等

## (1) 第1期対策から第4期対策までの効果等

## ① 耕作放棄の防止

交付金の交付により農地の管理に責任感が生じているほか、C要件（集団的かつ持続可能な体制整備）でサポート体制が構築されたことが、農地の維持につながっている。

## ② 水路・農道の維持管理

協定締結により、定期的な点検、共同作業が定着化し、適正な管理がなされていることから、農用地の維持や景観形成につながっている。

## ③ 農業生産活動の継続に向けた体制整備

農業用機械・施設の利用の共同化が進んだことにより、農業生産活動が継続するとともに、低コストで効率的な生産活動体制の整備が進んでいる。

表1 市町村の回答状況

評価内容	市町村数
耕作放棄地の発生が防止された	28
水路・農道等の維持管理が適切に行われるようになった	27
多面的機能を増進する活動を通じて農村景観の保全など集落環境が向上した	15
農業用機械・施設の利用の共同化が進んだ	14
寄合、イベント、共同活動の活発化など農村協働力（集落機能）の向上・維持につながった	9
鳥獣被害が防止された	7
担い手への農地集積が進んだ	5
高齢者や女性による活動や世代間交流が活発になった	5
集落営農、認定農業者など担い手が確保された	3
高収益作物の導入、加工・直売、農家レストランの開業など所得向上の取組が行われた	2
都市住民や非農家との交流が活発になった	2
その他の効果【営農活動の維持、地域農業の将来に係る農業者の意識向上】	2
評価市町村数	31

**(2) 今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題等**

① 高齢化・過疎化の進行による人材不足

高齢化が進行する一方で、若年世代の就農者が少ない状況が続いていることから、集落内の非農家を取り込んだ活動や自治会など農業の枠を超えた組織との連携活動、周辺集落を巻き込んだ広域的な取り組みなどを活発化させていくことが必要である。

② 農地の生産条件（圃場条件）の不利

中山間地域では、農道が狭く、圃場が小区画・不整形・分散となっており、生産効率が低いことから、圃場整備等による生産条件の改善と併せ、機械の共同利用や作業の共同化による省力化を推進していく必要がある。

③ 事業要件の見直し（返還措置への不安、協定期間の短縮）

高齢化や・過疎化が進む中、5年間の協定期間に不安を感じている集落が多いことから、協定期間の短縮など事業要件の見直しも必要である。

表2 市町村の回答状況

項 目		市町村数
人員・人材に関する課題	高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少	27
	担い手の不在	17
	リーダーや活動の核となる人材の不足	15
営農に関する課題	野生鳥獣の被害	14
	農地の生産条件（圃場条件）の不利	12
	農業収入の減少	7
	農作業の省力化	6
農村協働力（集落機能）に関する課題	農村協働力（集落機能）の低下・共同取組活動の衰退	6
	集落内の話し合い回数の減少	1
	中山間地域の生活環境の改善	0
本制度に関する課題	事務負担の軽減	14
	事業要件の見直し（協定期間（5年間）の短縮や交付単価の見直し等）	11
	交付金返還措置への不安	10
	行政との連携不足	1
評価市町村数		31

**(3) 本制度の実施効果及び制度の仕組みを踏まえた総合的な評価**

① 市町村の評価

表3 市町村の評価区分

評 価		評価市町村数
市町村段階	A おおいに評価できる	7
	B おおむね評価できる	23
	C やや評価できる	1
	D さほど評価できない	0
	E ほとんど評価できない	0
	F 全く評価できない	0
	評価市町村数	

表4 市町村の回答状況

評価内容	市町村数
集落ぐるみでの農地維持の意識が醸成された	30
継続的な農地等維持への意識が醸成された	30
一定期間、安定して交付金が交付された	27
地域の実情に応じて交付金が活用できた	25
集落の活性化に関する話し合いが活発化した	18
集落の自由で自発的な活動計画（協定）に基づく取組ができた	11
農地の将来的な維持管理の見通しが共有できた	9
農産物価格の変動に左右されない所得（個人配分）が確保された	9
農業生産性の向上や所得向上など前向きな取組への意識が醸成された	6
新たな人材の受け入れや多様な組織等との連携に対する意識が醸成された	5
集落間連携への意識が醸成された	4
その他の効果【共同で使用する農業機械の資金として活用できた】	1
効果なし	0
評価市町村数	31

## ② 県の評価

県としての総合評価は、**A おおいに評価できる** とする。

本制度の取り組みにより、耕作放棄地の発生防止や農用地の維持、景観形成、多面的機能の確保などに効果があった。

また、農業生産活動の継続等に向けた体制整備の進展とともに、担い手の確保や農産物の加工等による所得向上などの事例も多数あったことから、“おおいに評価できる”とするもの。

## (4) 本制度に対する意見等

### ① 制度の継続

本制度の実施により、農業者の意欲の向上や集落内の話し合いの増加による共同取組活動が活発化するなど、中山間地域における農業生産活動の維持に必要な制度となっており、令和2年度以降も継続してほしい。

### ② 過疎化・高齢化の進んだ集落に対する支援

耕作放棄地の発生防止等に一定の効果があったが、根本的な問題である、集落の高齢化、過疎化の進行と担い手不足の問題解決に至っていない。

このため、次期対策では、新たな人材の確保・活用対策、集落機能強化などの生活支援対策、少ない人員でも農業生産活動が継続できるスマート農業導入への支援対策などを講じてほしい。

### ③ 協定期間の短縮又は遡及返還措置の緩和

高齢化の進行による担い手不足により、協定の維持に不安を抱く農業者が増加し、協定締結が進まない要因になっていることから、協定締結期間を選択とする措置や、活動実績がある場合にあっては、交付金の返還を免除する措置などを講じてほしい。

#### ④ 事務処理の軽減

高齢化が進む集落にあっては、事務処理の負担が増しており、さらに市町村の厳しい財政状況を背景に、市町村担当者の負担も併せて増加していることから、事務処理の負担軽減対策を講じてほしい。

#### ⑤ 地方公共団体の負担実績に応じた財政支援

本県における市町村の交付金負担額に対する地方交付税の措置状況は、市町村負担額に対して75%程度と、市町村負担額を下回っていると推定されている。厳しい財政事情の中で行財政改革を進めている市町村にとって、さらに財政状況を圧迫する要因となっていることから、地方公共団体の財政負担の軽減対策を講じてほしい。

#### ⑥ 傾斜要件の緩和と単価の引き上げ

田以外の単価が低いため、水稻栽培が難しい条件不利地である山間地域での取組みが難しい状況となっていることから、傾斜要件の緩和と交付単価の引き上げ等の措置を講じてほしい。

表5 市町村の意見等

評価内容	市町村数
制度の継続	25
協定期間の短縮又は遡及返還措置の緩和	10
農用地の維持・景観形成・多面的機能の確保・集落の活性化に効果	7
事務処理の軽減	7
過疎化・高齢化の進んだ集落に対する支援	4
地方公共団体の負担実績に応じた財政支援	2
傾斜要件の緩和と単価の引き上げ	2
評価市町村数	25